報酬等に関する開示事項

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体 制の整備状況に関する事項

「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役 員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」) の範囲については、以下のとおりであります。

「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役及び監査等委員であ る取締役であります。

なお、いずれも社外役員を除いております。

「対象従業員等」の範囲

当行(グループ)では、対象役員以外の当行の役員 及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のう ち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要 な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な 影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の 対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに 主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当 する者はおりません。

「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に 対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるも の及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人 等であり、当行には該当する連結子法人等はありませ ん。

「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券 報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載 の「対象となる役員の員数」により除すことで算出さ れる「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける 者を指します。

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影 響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影 響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理す る事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等 の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に 損失が発生することにより財産の状況に影響を与える 者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限 額)を決定しております。株主総会で決議された取締 役の報酬の個人別の配分については、指名・報酬協議 会の諮問を経たうえで取締役会に一任されておりま す。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の 配分については、監査等委員である取締役の協議に一 任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総 額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数				
	(2024年4月1日~2025年3月31日)				
取締役会	4回				

⁽注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及 び運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について
 - 「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役の報酬等については、役割や責任に応じて月 次で支給する「基本報酬」と、単年度の業績等に応じ て支給する「賞与」並びに複数年度の業績等に応じて 支給する「株式報酬」としており、業績及び役員とし ての職務内容等を総合的に勘案し、株主総会において 決議された役員報酬限度額の範囲内で、指名・報酬協 議会の諮問を経たうえで取締役会にて決定しておりま す。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、 「基本報酬」のみとしており、株主総会において決議 された役員報酬限度額の範囲内で、監査等委員である 取締役の協議により決定しております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク 管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全 体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっておりま す。

なお、当行は、2016年6月21日開催の株式会社じもとホ ールディングス第4期定時株主総会決議に基づき、2016年 8月19日より、社外取締役を除く取締役に対して新たな業 續連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust)) 」を導入しております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総 額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(除く社外役員)

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	人数 (人)	報酬等 の総額 (百万円)	固定報	酬の総額 基本報酬	株式幸 ストックス	服酬型 ナプション	その他
対象役員 (除く社外役員)	14	61	60	60		_	_
区分	変動報酬の総額					退職	
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	その他	慰労金	その他
対象役員	_			_			

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、 その他参考となるべき事項

0

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はござ いません。